

沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件

制定：令和 2年 3月13日内閣府・財務省告示第2号

沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件

令和 2年 3月13日内閣府・財務省告示第2号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第一号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府・大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
四 令第二条第一号チの資金	四 令第二条第一号チの資金
農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な次の資金	農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な次の資金
[1・2 略]	[1・2 同上]
3 社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、農業経営の維持安定に必要な資金	3 社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、農業経営の維持安定に必要な資金
[イ～ホ 略]	[イ～ホ 同上]
へ 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。	[号の細分を加える。]
ト～ル [略]	へ～ヌ [同上]

[4～7 略]	[4～7 同上]
---------	----------

五 令第二条第一号アの資金	五 令第二条第一号アの資金
林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（4及び5に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。）	林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（4及び5に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。）
[1・2 略]	[1・2 同上]
3 社会的又は経済的環境の変化その他の林業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、林業経営の維持安定に必要な資金	3 社会的又は経済的環境の変化その他の林業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、林業経営の維持安定に必要な資金
[イ～ホ 略]	[イ～ホ 同上]
へ 新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。	[号の細分を加える。]
ト～ル [略]	へ～ヌ [同上]
[4・5 略]	[4・5 同上]
七 令第二条第一号イの資金	七 令第二条第一号イの資金
漁業者が、漁業経営の安定を図るのに必要な次の資金（4に掲げるものについては、漁業者（沿岸漁業に精進する見込みのある者で漁業経営の再建整備を図ろうとするものに限る。）で、その漁船、漁具等売り渡す等その漁業経営に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに限る。）	漁業者が、漁業経営の安定を図るのに必要な次の資金（4に掲げるものについては、漁業者（沿岸漁業に精進する見込みのある者で漁業経営の再建整備を図ろうとするものに限る。）で、その漁船、漁具等売り渡す等その漁業経営に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに限る。）
[1・2 略]	[1・2 同上]

3 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金	3 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金
[イ～ホ 略]	[イ～ホ 同上]
へ 新型コロナウイルス感染症により資	[号の細分を加える。]

金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。	
ト～ル [略]	ト～ヌ [同上]
[4・5 略]	[4・5 同上]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

\*\*\*\*\*